

鳥取県後期高齢者医療広域連合公告第7号

平成18年度における人事行政の運営等の状況の公表について

平成19年11月28日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長
竹内 功



鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第18号）第4条の規定に基づき、平成19年2月1日から平成19年3月31日までの期間における鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します。

記

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成19年2月1日、鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局の事務に従事する職員9名を鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局の職員に併任しました。

(2) 職員数

平成19年3月31日現在 9名

2 職員の給与の状況

平成18年度の職員は鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局の職員と併任であったため、給与は、派遣元の各市町・鳥取県町村会及び鳥取県国民健康保険団体連合会が支払い、同設立準備委員会が負担しました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時30分	午後0時から午後1時	40時間

(2) 週休日（勤務時間を割り振らない日）

土曜日及び日曜日

(3) 休日（正規の勤務時間においても、勤務することを要しない日）

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 休暇・休業制度の状況

各派遣元の規定による。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況
該当なし

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況
該当なし

(2) 営利企業等従事許可の状況
該当なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況
該当なし

(2) 勤務成績の評定の状況
該当なし

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理
各種健康診断等の厚生事業については、各派遣元において実施しています。

(2) 公務災害補償の状況
該当なし

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況
該当なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし